

全弓連発第 26-129 号  
平成 27 年 2 月 27 日

地 連 会 長 各 位

公益財団法人 全日本弓道連盟  
会 長 石 川 武 夫



### 矢羽の使用に関する準則の制定について（報告）

標題のこと、本連盟ではこのたび「矢の使用に関する準則」を制定いたしました。  
地連会長各位におかれては、本準則ならびに運用についてご熟知いただくとともに、  
貴地連所属の会員各位に広くご周知いただきたくよろしくお願い申し上げます。  
なお、本準則の制定にあたり、運用に関する説明会の開催を計画しています。詳細が  
決まり次第、改めてご案内申し上げます。

#### 記

##### <添付書類>

1. 矢羽の使用に関する準則
2. 羽根の使用等に関する早見表
3. トレーサビリティ証明書および記入例
4. お知らせ【会員の皆様へ】

以上

#### ○本件担当

公益財団法人全日本弓道連盟事務局：浅見・清水

TEL：03-3481-2387／FAX：03-3481-2398

E-mail：[kanri3@kyudo.jp](mailto:kanri3@kyudo.jp)

## 【矢羽の使用に関する準則】

### 第1条 目的

本準則は、日本古来から使用されてきた矢羽の取り扱いに関し、矢羽に関する国内法である「種の保存法」及び国際法である「ワシントン条約」等で規制される希少動物を保護することを目的とし、以下の三原則に基づき、矢羽の適正な使用について定める。

- (1) 法令及び規制事項（法規制等）の順守
- (2) 自然保護及び自然との共生
- (3) 弓道の伝統文化及び財産権の保護

### 第2条 適用

本準則は、公益財団法人全日本弓道連盟（以下、「連盟」という。）及び加盟団体（以下、「加盟団体」という。）並びにそれらの役員、会員の全てに適用する。

### 第3条 責任及び権限

連盟は、第1条に定める目的の三原則を全ての加盟団体及び役員、会員に周知し順守させるための責任と権限を有する。また、加盟団体及び役員、会員は本準則を順守することは当然のこととして、矢羽に関する法律を含むあらゆる法令及び規制事項を順守しなければならない。

法令及び規制事項を順守する責任は、役員、会員個人にあることを自覚しなければならない。一方、役員、会員個人の財産権は憲法のもとで保障されなければならない。

### 第4条 内容

#### 1 法令及び規制事項順守に関する準則

矢羽に関する国内法である「種の保存法」及び国際法である「ワシントン条約」等で規制される希少動物保護に関し、違法な行為があってはならない。

法令及び規制事項の順守に関する周知のための教育、訓練及び自覚と法令及び規制事項順守の証明のために、本準則の適用される加盟団体及び役員、会員は、以下に定める運用を順守しなければならない。

- (1) 連盟は、本準則を含む法令及び規制事項等について、定期的に、役員、会員に自覚教育を実施しなければならない。
- (2) 連盟は、本準則を含む法規制等が順守されているかについて、会長が指名する委員により組織され、本連盟とは独立した権限を有する監査委員により、定期的に監査を実施しなければならない。監査委員は、その結果を会長に報告し、問題ある場合、連盟は、しかるべき是正処置（再発防止策）をとらなければならない。

- (3) 矢羽に関する法規制である「種の保存法」及び「ワシントン条約」で規制される希少動物の羽根の加工品に該当の恐れのある矢羽を購入又は譲り受ける者は、それらの矢羽を適正に入手した証拠（トレーサビリティ）を確認しなければならない。
- (4) 矢羽に関する法規制である「種の保存法」及び「ワシントン条約」で規制される希少動物の羽根の加工品に該当の恐れのある矢羽を使用する者は、その矢羽が適正に入手された証拠（トレーサビリティ）を示すために、別に定めるところに従い、「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」を作成し、連盟及び加盟団体が所管する競技会及び審査会においてその矢羽を使用する場合は、これを常に携帯しなければならない。「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」に記入すべき猛禽類の種類については、別紙において定めるものとする。

## 2 自然保護及び自然との共生に関する準則

本準則の適用される加盟団体及び役員、会員は、自然保護、自然との共生の理念のもと、行政、自然保護団体等と協力して自然保護に努めなければならない。

連盟は、それぞれの分野に関係する企業及び団体と協力して、希少動物保護のための施策、及び、希少動物の矢羽に代わる矢羽の開発を進めなければならない。

## 3 弓道の伝統文化及び財産権の保護に関する準則

弓道の伝統文化を継承・発展させるとともに、憲法で認められた個人の財産権は尊重されなければならない。法令及び規制事項等に抵触しない適正に入手された矢羽の販売及び譲渡は、本準則に従い適正に行わなければならない。

## 第5条 賞罰規定

本準則に従い、希少動物保護に貢献のあった団体及び個人を表彰することができる。また、本準則に違反した加盟団体及び役員、会員は、懲戒規程に従い、処罰されなければならない。

## 第6条 その他

### 1 準則改訂について

法規制が見直されるなど、本準則の改訂が必要となった場合は、会長が指名する委員により組織する「矢羽の使用に関する準則委員会」により、改訂案を作成させ、会長の承認を経て理事会で決定する。

### 2 施行日

本準則の施行日は、平成27年1月26日とする。なお、第4条第1項については、平成27年6月30日までを周知準備期間とし、平成27年7月1日より適用とする。

(別紙)

「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」に記入すべき猛禽類の種類

「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」には、以下の和名に該当する猛禽類について、記入すべきものとする。

- (1) オオタカ（大鷹）
- (2) イヌワシ（犬鷲）
- (3) オガサワラノスリ（小笠原鷲）
- (4) カンムリワシ（冠鷲）
- (5) クマタカ（熊鷹）

### 羽根の使用等に関する早見表

| 鳥の種類           | 学名  | 現在個人的に保有するものを保有し続けること | 競技会や審査会で使用すること | 他人に譲渡すること<br>他人から譲受すること |
|----------------|---|-----------------------|----------------|-------------------------|
| 国内のオオタカ(大鷹)    | <i>Accipiter gentilis fjiyamae</i>        | ○                     | ○              | ×                       |
| 輸入のオオタカ(大鷹)    |   | ○                     | ○              | ○                       |
| 国内のイヌワシ(犬鷲)    | <i>Aquila chrysaetos japonica</i>         | ○                     | ○              | ×                       |
| 輸入のイヌワシ(犬鷲)    |   | ○                     | ○              | ○                       |
| オガサワラノスリ(小笠原鷲) | <i>Buteo japonicus toyoshimai</i>         | ○                     | ○              | ×                       |
| 国内のオジロワシ(尾白鷲)  | <i>Haliaeetus albicilla albicilla</i>     | ○                     | ×              | ×                       |
| 輸入のオジロワシ(尾白鷲)  | <i>Haliaeetus albicilla groenlandicus</i> | ○                     | ×              | ×                       |
| 国内のオオワシ(大鷲)    | <i>Haliaeetus pelagicus pelagicus</i>     | ○                     | ×              | ×                       |
| 輸入のオオワシ(大鷲)    |   | ○                     | ×              | ×                       |
| 国内のカムリワシ(冠鷲)   | <i>Spilornis cheela perplexus</i>         | ○                     | ○              | ×                       |
| 輸入のカムリワシ(冠鷲)   |   | ○                     | ○              | ○                       |
| 国内のクマタカ(熊鷹)    | <i>Spizaetus nipalensis orientalis</i>    | ○                     | ○              | ×                       |
| 輸入のクマタカ(熊鷹)    |   | ○                     | ○              | ○                       |

※「競技会や審査会で使用すること」が可の種類については、「矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)」への記載により、使用することができる。

※上表に記した以外の鳥の羽根は、証明書への記載は不要。(保有、使用、譲渡・譲受とも可)





【矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）の記入上の注意】

1. 上の記入例を参考にいただき、所有されているオオタカ、イヌワシ、オガサワラノスリ、カンムリワシ、クマタカの羽根を用いた矢羽につき、下記の要領で該当欄に必要事項をご記入ください。（なお、矢羽に用いられている猛禽類の種等が不明な場合は、弓具店等にお問い合わせいただいでご確認ください。）

- ① 連盟個人コードを記載
- ② 所属する地連を記載 例：〇〇県
- ③ 称号・段位 を記載 例：教士〇段
- ④ 氏名（ふりがな）を記載
- ⑤ 該当する矢羽につき、「連盟個人コード - 追番」を順次記載 例：1234567 - 1 ……1234567 - 8
- ⑥ 所有する矢羽の種類を俗称等で記載 例：熊鷹尾羽
- ⑦ 添付資料を参考にして、矢羽に対応する鳥の「種」の一般名称を記載 例：クマタカ
- ⑧ 矢の本数又は矢羽の枚数を記載
- ⑨ 入手先を記載 例：〇〇弓具店、□□氏
- ⑩ 入手した年月を記載
- ⑪ 第三者に譲渡したり、廃棄したりした場合は、その旨を記載
- ⑫ 第三者に譲渡したり、廃棄したりした場合は、その年月日を記載

2. 不明な点については、おおまかな時期等を記載頂いても結構ですし、空欄のままでも結構です。ただし、虚偽の記載等が発覚した場合には、連盟懲戒規程に基づいて処分される場合がありますので、ご注意ください。



# 矢羽の使用に関する準則の運用マニュアル

平成27年4月30日版

公益財団法人全日本弓道連盟

本マニュアルは、矢羽の使用に関する準則（以下「本準則」）に基づくトレーサビリティ証明書等の運用における基本的な考え方や統一した取扱いを定めることにより、本準則の運用の円滑化を図ることを目的として策定したものです。

今後、本準則及び本マニュアルを改定する場合には、その都度公表しますので、ご注意のうえ、最新版の内容をご確認ください。

なお、本準則及び本マニュアルにつき、ご質問がある場合には、当連盟事務局まで電子メール等により、お問合せください。

## 1. 本準則制定の趣旨について

- 種の保存法を管轄する環境省によれば、現在保有している羽根については、種の保存法に該当する場合であっても、入手の時期を問わず、これを使用することについては問題がない。一方、入手の時期を問わず、種の保存法に該当する羽根を譲渡、譲受、販売などすることは、法により禁止されている。
- ただし、オジロワシについては、国際的にはワシントン条約においても特に厳しい規制がなされ、種の保存法においても、国内種・国外種を問わず、授受が禁止されているため、弓道関係者において需要が生じると密猟や密輸などの違法な入手行為を誘発する危険性が懸念される状況にある。また、オオワシについては、昨年の調査委員会の調査によって密猟による矢羽の流通が確認されており、これを根絶する必要性が高い状況にあった。このため、理事会の決議により、オオワシとオジロワシについては、大会等において使用しないことが決定され、本準則が策定されたものである。
- このように、本準則は、「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」の作成と携行を通じて、弓道関係者が保有する矢羽の入手経路等を明確にし、各自が法令順守の意識を再認識して行動することにより、違法な方法で入手された矢羽を流通の場から排除し、もって密猟や密輸等の行為の根絶につなげることを目的としている。

## 2. 本準則の運用における基本的な考え方について

- 本準則は、第1条に定めるとおり、自然保護・伝統文化保護との調和を図りつつ法令の遵守を徹底することを目的とするものである。ここでは、本準則の適用により、違法性のある矢羽を使用してはいけないという意識を弓道関係者に周知・徹底することが第一義的な目的であり、使用者を処分することを本旨とするものではない。（なお、昨年、違法な矢羽の取引に関与したことによって倫理委員会による処分を受けた者があるが、これは調査の結果として取引への関与の仕方や程度において重大な問題があったことが判明したことによるものであり、違法な

疑いのある矢羽を保有・使用・購入等したことを理由に直ちに処分の対象となるものではない。本準則は、そのような処分を目的とするものではない。）

- ・ また、現時点の運用においては、地連においても「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」の携行を確認することにより、各自が自らの使用する矢羽の種類について自覚し確認をするとともに、法令順守に向けた自らの責任について再認識することも目的の一つである。
- ・ 将来的には、密猟や密輸による矢羽等の違法性のある矢羽を完全に根絶することを最終的な目標とするものであるが、現時点の運用においては、上記のように、法令順守に関する意識や責任につき弓道関係者の自覚を促すことが主目的であり、違反者の処分が目的ではないため、すべての局面において、段階的指導を基本とした緩やかな運用がなされるべきものである。

### 3. 本準則が適用される審査・競技会について

- ・ 本準則は、全日本弓道連盟及びその構成員たる地連（加盟団体）及び支部等が主催する審査・競技会・講習会のすべてに適用される。
- ・ 本準則の適用範囲には、上記の行事における矢渡、射礼も含まれる。

### 4. 本準則における「会員」の考え方について

- ・ 本準則は、全日本弓道連盟の加盟団体のすべての会員を対象とする。加盟団体（地連）の会員は全日本弓道連盟の直接の会員ではないが、本準則の目的である法令の順守等を達成し本準則を有効に機能させるためには、すべての弓道関係者の協力が必要不可欠であることから、本準則においては、加盟団体（地連）の会員のすべてについて、本準則を守るべき「会員」として運用する。

### 5. 周知・指導について

- ・ 会員への直接の指導は地連及び連合会が行うものとし、審査・競技会・講習会などにおける開会式等を利用して、本準則の目的、意義等を説明するものとする。

### 6. トレーサビリティ証明書について

- ・ 「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」は、本準則の規定に該当する矢羽の保有者が自主的に作成し携行するものであり、全日本弓道連盟や地連に対して提出すべきものではなく、何らかの機関や組織により証明や登録がなされるものでもない。（証明書は、使用する矢が違法か適法かを証明する等のものではなく、使用者自らが、使用する矢の出所を証明（申告）する書類である。）
- ・ 証明書への記載は、矢の入手ごとに、羽根の種類ごとに分けて、本数を記載する。
- ・ 入手元の記載については、原則としては弓具店や個人の名称を記載するものとするが、過去に購入して入手元が分からなくなっている場合などは、空欄もしくはその旨を

証明書に記載する。

- ・ 証明書を作成した後に入手した矢については、新しい矢を入手するごとに、追加で同様の記載を行う。
- ・ 矢羽番号については、保有者が適宜付するものでよい。（必ずしも古い物から順番に番号を付す等の必要はない。）
- ・ 証明書には、自ら確認の便宜等のために裏面に写真を貼付するなどしても構わないが、必ずしも写真を添付する必要はない。
- ・ 証明書はコピーでも構わない。各自が携行しやすく、監査委員及び補佐員が確認しやすい形状や方法で携行すればよいものとする。

#### 7. 監査委員及び補佐員について

- ・ 監査委員は、全日本弓道連盟会長が任命する。
- ・ 監査委員の任務を補佐するため、各地連に補佐員を置くものとする。補佐員は地連で推薦し、全日本弓道連盟会長がこれを任命する。なお、人数は各地連2～3名とする。
- ・ 地連における補佐員の変更交代についてはその都度、全弓連に届け出、全日本弓道連盟会長が新補佐員を任命する。

#### 8. 監査委員及び補佐員による監査について

- ・ 監査委員及び補佐員は、本準則の規定に該当する矢羽が使用される際に、「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」の携行を確認する。ただし、確認の方法は、弓具審判とは異なり、該当すると思われる矢羽に気付いた時に、随時実施するものとする。
- ・ 上記のとおり、監査委員及び補佐員の任務は弓具審判とは別の任務となるため、両者を兼務しても構わないが、兼務にあたっては、趣旨が違うことを十分に理解して対応してもらう必要がある。
- ・ 本準則の趣旨に鑑み、現時点における監査委員及び補佐員による監査は、違反者を発見することを目的とするのではなく、証明書の記入と携行が遵守されていることを確認する程度のものに留めてよい。
- ・ 監査委員又は補佐員が違反者を発見した場合でも、まずは緩やかな口頭での注意を行うなどの方法により、次回から準則を守ってもらうよう指導する。同一人に対して複数回の注意をしても改まらない場合には、監査委員又は補佐員より中央競技団体に報告をし、善後策を考える。
  - ・ 矢羽に使用されている鳥の種類が分からないなどの場合には、直ちにその矢羽の使用を排除するのではなく、弓具商の協力を得て確認してもらうように指導を行う。

以上

平成27年2月27日

## 矢羽の使用に関する準則制定のお知らせ

近時、ワシタカ類の羽根を用いた矢羽に関して、関連法令等に違反する取引がなされていた可能性があり、この問題につき昨年3月に調査委員会を設置して調査を行っていたことは、既にホームページでご案内したとおりです。

当連盟では、同調査委員会の報告を受けて、矢羽の使用に関する準則委員会及び矢羽の認定に関する検討委員会を設置し、矢羽の使用に関するルール（準則）を検討してまいりましたが、この度、両委員会の検討結果がまとまり、平成27年1月26日の理事会において、一部修正を加えた上で、「矢羽の使用に関する準則」が承認され、成立しましたので、ここにお知らせいたします。

当連盟では、種の保存法を所管する環境省にも相談し、検討を進めましたが、これによれば、種の保存法による規制の対象は、同法施行令別表に「和名」で記載されている「種」のうちの「学名」で記載されている「亜種」のみであり、対象となる行為は「譲渡」「譲受」「引渡」「引取」等で「保有」や「使用」は対象外であるとのことでした。

従いまして、現在出回っている矢羽のうち、種の保存法に違反すると思われる矢羽は、国内外種を問わず規制対象であるオジロワシとオオワシの羽根が密猟者等から譲渡される中心とも思われるため、これらを排除する方策を講じることが極めて重要であるとの観点から、今回の準則を策定するに至ったものです。

このため、今回の準則では、オオタカ、イヌワシ、オガサワラノスリ、カンムリワシ、クマタカについては、「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」に記載していただき、これらの羽根を用いた矢を使用する場合には証明書を提示していただくこととし、オジロワシとオオワシについては、証明書への記載も、競技会や審査会での使用も禁止させていただきますこととしました。この取扱いは、法改正等の状況の変化に応じて、随時変更させていただきます場合がありますので、今後も関連する告知にご注意ください。

今回の準則は、流通する矢羽の適正入手（トレーサビリティ）を確保することにより、密猟者等の矢羽を使用・流通の場から排除すべく、皆様のご協力のもと、法令に係る「種」のワシタカ類の矢羽につき、「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」を作成・携帯する制度を実施して、法令順守、弓道の伝統文化の継承・発展、財産権保護、自然保護について、調和のとれた対応を行うことを目的としております。

準則を実効あるものとするためには、皆様のご理解とご協力がたいへん重要となってまいります。この点、是非ともご理解をいただき、準則とあわせて、矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）記入上の注意と参考資料もよくお読みいただき、証明書の作成と携行にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、準則や矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）の記載方法等につき、疑問な点やご質問等がございましたら、書面により、下記事務局までお問合せ下さい。

<問合せ先>

E-mail : [kanri3@kyudo.jp](mailto:kanri3@kyudo.jp)

FAX : 03-3481-2398

郵送 : 150-8050

東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館  
(公財) 全日本弓道連盟事務局 宛

## 矢羽の取引の問題について

### 第1 調査委員会設立の経緯

平成26年2月2日、当連盟は、九州地方に所在する弓具商の関係者から、従業員が矢羽の不正な取引に関与した疑いがあるという内容の連絡を受けた。関係者からの聞き取り調査により、不正な取引の対象となった物品の中に「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」等に違反するおそれのある矢羽が含まれている可能性があること、同従業員以外にも当連盟の称号受有者が取引に関与した疑いがあることが判明した。

このため、3月17日、当連盟理事会は、本件事案の調査のために、第三者で構成される「矢羽根の違法な取引に関する調査委員会」を設置することを決議した。この決議に基づいて、3月20日に、調査委員会が発足し、本件事案の関係者や情報提供者から聞き取りを行うとともに、本件事案の原因及び背景を調査するため、複数の全弓連理事や弓具商関係者からの聞き取り調査と関係資料の検討を行った。さらに、調査委員会では、矢羽に関する弓界の現状を把握し、類似の事案に関する情報を得るため、範士・教士全員に対する書面照会を行い、郵送及び電子メールの方法による情報提供窓口も設置して、調査を行った。

### 第2 調査委員会による調査報告（6月報告）の概要

平成26年6月3日、調査委員会は、調査及び検討の結果を報告書にまとめ、本連盟に提出した。報告書の概要は以下のとおりである。

#### 1 調査結果の概要

##### (1) 全弓連のこれまでの対応について

平成24年、ワシントン条約等に違反するおそれのある矢羽の取引に関する情報が全弓連に寄せられたため、全弓連は矢羽に関する通達（全弓連発第23-140）を行うとともに、倫理委員会の設置を決定し、倫理規程の制定を行った。しかし、その時点では倫理委員会は設置されず、その後の理事会においてワシントン条約等について取り組む契機があったにもかかわらず、特段の対応はとられなかった。

##### (2) 九州地方の事案について

###### ① X氏について

X氏は、密猟者と思われる人物から、ワシントン条約等に違反する可能性のある羽根（オオワシ）を購入し、その一部を、Y氏を含む親しい知人数名に譲渡した。この他、X氏は、ネットオークションを通じて知り合った者からも、ワシタカ類

の羽根（クマタカ）を購入していたが、調査の結果では、これは適法なものであった可能性が高い。

② Y氏について

弓具商従業員であったY氏は、同じ密猟者と思われる人物から、ワシントン条約等に違反する可能性のある羽根（オオワシ）を購入した。その後、Y氏は、親しい関係にあったX氏から、オオワシの羽根（同じ密猟者と思われる人物から購入したもの）とクマタカの羽根（適法と思われるもの）を購入した。

2 本件事案の原因及び背景の分析

(1) X氏及びY氏の認識について

X氏もY氏も、法令に関する認識や知識は深いものではなく、ワシタカ類の羽根を珍重する弓道家の意識の下で、「他の人も買っているから」といった安易・軽率な認識で取引を行っていた。

(2) 全弓連の取組みの問題について

全弓連としてのこれまでの取組みは、十分なものではなかった。その原因・背景としては、①ワシントン条約批准時に対応がなされていなかったこと、②平成24年当時の対応が不十分・不徹底であったこと、③組織としての統治能力が不十分であったこと（公益法人に求められる組織の透明性・説明責任への認識が低かったこと、一般の弓道家の意見・要望を反映する仕組みがなかったこと等）がある。

3 再発防止への提言

調査の結果、弓道家の中に法令遵守の精神に欠ける者が存在したこと、全弓連の統治能力及び環境に対する配慮等の点に問題があることが判明した。この状態を放置しては、同様の事案が繰り返されかねないばかりか、全弓連は、弓道家及び一般社会からの信頼を喪失し、公益法人としての資格が問われることになりかねない。

このような事態を避けるためには、今回の事件を弓界全体の問題として受け止め、全弓連が、弓道愛好家の視点に立ち、弓道家としての遵法精神を確立し、公益法人としての役目を果たすために抜本的な対策を講じる必要がある。また、弓界の指導的立場にあり、弓道家としての範を垂れる役目を負う称号受有者の自覚が特に必要とされる。

4 再発防止策について

① X氏及びY氏については、倫理規程等に抵触している可能性があるため、検討の上、倫理規程及び審査規程等に基づく措置を講じる。

② 平成24年以降の全弓連（理事会）の対応についての批判的な検討を速やかに行い、その結果を内外の弓道関係者に向けて公表する。

③ 照会調査の結果及び調査委員会に寄せられた情報によれば、本件事案に類似する事案は、他にも存在する可能性が極めて高く、特に、密猟者と思われる人物に



関しては、信用性が高いと思われる情報が多数含まれ、弓界または弓道具界に明るい協力者の存在をうかがわせる情報も多く存在するため、類似事案についての調査等、継続的な取り組みを行う。

- ④ ワシタカ類の矢羽を用いた矢の使用に関する準則や認定制度に関する専門委員会を速やかに立上げ、できるだけ早く結論を得る。
- ⑤ ワシントン条約等の周知・教育を実施する（例えば、各種講習会・研修会でのカリキュラム化など）。
- ⑥ 全弓連の統治能力の強化を図る。
  - ・理事会の機能の強化（人材や人選の多様化など）
  - ・執行部門の強化（専務理事や執行役委員会の職責・権限の明確化など）
  - ・事務局の強化（法令遵守意識の確立など）
  - ・全弓連の活動や組織の透明化等（情報公開の推進など）
  - ・「全日本弓道連盟改革大綱」の再確認及び着実な実施
  - ・上記取組みの確実な実施のため、その進捗状況を定期的に確認し適宜公表する。

### 第3 調査委員会による調査報告（10月報告）の概要

本連盟は、上記6月報告での調査委員会の提言を踏まえ、調査委員会に継続的な調査を委託した。調査委員会は、追補的な調査を行い、平成26年10月8日、調査及び検討の結果を報告書にまとめ、本連盟に提出した。報告書の概要は以下のとおりである。

#### 1 地連に対する書面照会の結果の概要

書面照会の結果、各地連での調査等には限界があり、そもそも判断基準も確立していない現状では認定や判断もできず、仮に違反が疑われる事実があっても、口頭で注意したり、使用自粛を求めたりするに留まらざるを得ない実情が見受けられた。矢羽の使用につき会員が混乱している現状を踏まえ、全弓連に対し、明確な態度や対策（明確な基準の設定等）を早急に示すことを求める回答が多く寄せられた。

#### 2 6月報告対象事案の追加調査の結果

6月報告対象事案の関係者等と面談して確認した結果、全員が調査に協力し、報告掲記の譲渡は裏付けられた。ただし、密猟者と思われる人物につき聞いた者はなく、ワシントン条約等に違反する疑いのある矢羽と認識していた者も、譲渡を受けた矢羽を転売した者もいなかった。

#### 3 類似事案の情報等について

照会調査の自由回答欄や情報提供窓口宛の連絡の中に、詳細で具体的な情報が含まれていたため、聞き取り調査を行った。ただし、本調査は個人的責任追及が目的ではなく、手法に限界もあり、本調査のみで対象事実があったと扱うべきものではない。

① A氏について

A氏は、称号受有者で全弓連の役員経験者である。今回の調査では、同氏がワシントン条約等に違反するおそれのある矢羽の取引に関与した事実は認められなかった。同氏によれば、密猟者と思われる人物から電話連絡があり、道場で2回会ったが、矢羽根を買ったことはないとのことであった。

② B氏について

B氏は、称号受有者で全弓連の役員経験者である。密猟者と思われる人物から矢羽を複数回譲り受けたと語ったが、時期は平成12年から15年頃までとのことであり、この人物を他人に紹介したことはないとのことであった。

③ C氏について

C氏は、称号受有者で地連支部の幹部である。今回の調査では、同氏がワシントン条約等に違反するおそれのある矢羽の取引に関与した事実は認められなかった。

4 再発防止策等について

(1) 各種委員会の立ち上げ

6月報告を受けて、各種委員会が設置され、準則制定や措置に向け着々と進捗していることが窺われ、評価できる。

(2) 理事会での決議等

① 密猟者に対する対策について

密猟者の行動を明らかにしない限り、本件を解明することはできず、違法な矢羽の取引への取組みも不徹底となりかねない。この点、全弓連として、役員から事情聴取して理事会で報告した点は、評価できる。

② 「懲戒規程」の制定について

今後、違法な矢羽の取引に関与した者に相当な処分を加えることができるよう、従前の規程の不備を改め実効性のある規程を置く試みであり、評価できる。

(3) 再発防止策について

6月報告を踏まえた取組みと評価できるが、具体的に進めるには、対策を推進する組織や成果実現に至る具体的な道筋を立てる必要がある。また、自然保護運動の高まりや弓道の国際化も踏まえ、全弓連として、本件を総括し、その決意を国内外に示す必要がある。

(4) 類似事案に関する継続的な調査・対応と個人責任について

類似事案に関する継続的な調査は、今後も必要である。個人責任に関しては、公訴時効の完成なども意識する必要がある。また、一部の名指しされた者、正直に自主申告した者だけが、不利益・不公平な取扱いを受ける結果となってはならないと考える。全弓連は「公的な」存在である点についても、考慮が必要である。

(5) 全弓連の統治能力の強化について

全弓連と地連の間、地連相互の間で、実務者レベルでの定期的な情報交換が必要で

ある。また、個々の弓道関係者との直接の交流手段の確保も必要である。

### 第3 当連盟の対応状況の概要

#### 1 委員会による対応について

##### (1) 準則委員会・認定委員会について

6月報告を受け、平成26年6月18日、臨時理事会で、外部の有識者及び全日本弓道具協会関係者も加えて、矢羽の使用に関する準則委員会（準則委員会）と矢羽の認定に関する検討委員会（認定委員会）を設置した。なお、認定制度は準則を前提とするため、両委員会は同期日に開催し連携して活動した。

両委員会の活動状況は以下のとおりである。

- 平成26年7月2日 環境省に相談
- 平成26年7月22日 第1回委員会開催
- 平成26年9月2日 第2回委員会開催
- 平成26年10月8日 第3回委員会開催
- 平成26年10月30日 第4回委員会開催
- 平成27年1月21日 第5回委員会開催
- 平成27年2月6日 環境省に確認

準則委員会・認定委員会では、種の保存法の対象となるワシタカ類の矢羽につき、保有者の自己申告に基づき一覧表による「トレーサビリティ証明書」を作成し、当連盟又は地連が所管する競技会及び審査会で矢を使用する場合に、同証明書の携行を義務付ける方法を前提とする準則の制定を行った。これにより、事実上、密猟者等の出所の不明確な矢羽の使用が抑制され、将来的な登録制等の導入につながる事が企図されている。

当連盟では、当該準則につき、平成27年1月26日開催の臨時理事会において審議・承認のうえ、2月27日、会員に対して公表を行った。

現在、7月1日付けで準則の施行を開始すべく、運用マニュアルの作成等の準備作業を行っており、4月2日には各地連向けの説明会を開催する予定である。

##### (2) 倫理委員会について

同じく6月報告を受け、平成26年6月18日、臨時理事会で、複数の裁判官経験者を含む倫理委員会を設置した。

同委員会の活動状況は以下のとおりである。

- 平成26年7月23日 第1回委員会開催
- 平成26年8月27日 第2回委員会開催
- 平成26年9月30日 第3回委員会開催
- 平成26年11月5日 第4回委員会開催
- 平成26年11月26日 第5回委員会開催
- 平成26年12月15日 第6回委員会開催

倫理委員会では、手続保障等の観点から、自ら関係者の事情聴取を行うなどして、本件の端緒となった九州地方の事案の関係者の処分を検討し、平成 26 年 12 月 18 日付けで、処分に関する答申書を当連盟会長宛に提出した。

当連盟は、12 月 22 日開催の臨時理事会において、倫理委員会答申の内容を受け入れて関係者の処分を行うことを決議し、12 月 25 日、その結果を各処分対象者に通知した。各対象者から、処分を受け入れる旨の回答があったため、1 月 26 日開催の臨時理事会の決議を経て、『弓道』誌上において、匿名で処分の内容を公表した。

## 2 その他の対応について

### (1) 密猟者対策について

平成 26 年 10 月 29 日、当連盟会長と弓道具協会会長・副会長の間で、将来的な問題の再発防止及び根本的解決に向けて、定期的に連絡会議を行うこととし、まずは密猟者に対する対応が重要であるという点で意見が一致した。

そこで、当連盟では、11 月 20 日、警察の担当部署に相談を行うとともに、12 月 26 日付けで、注意喚起と情報提供を呼びかける文書を、当連盟ホームページに掲載するとともに、弓道具協会各加盟店に郵送した。

### (2) 密対連との連携について

当連盟は、全国野鳥密猟対策連絡会（密対連）からの連絡を受け、平成 27 年 1 月 22 日、同連絡会関係者との面談を行い、密猟対策活動についての指導を受けるとともに、将来的な情報交換等での協力を協議した。

### (3) 内閣府への報告について

当連盟は、上記のような本件の対応状況等につき、公益法人を管轄する内閣府に対して、随時、誠実かつ詳細に報告を行うように対応した。当該報告内容に関し、内閣府の公益等認定委員会から、平成 26 年 12 月 10 日付けで、書面により報告要求を受けたため、これに対し、1 月 26 日開催の臨時理事会での審議・決議を経て報告書を作成し、2 月 27 日付けで、同委員会に提出した。

以上